

令和5年度就学援助制度について

福井市では、義務教育が円滑に受けられるように、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学校で必要となる費用の一部を援助する就学援助制度を実施しています。

■就学援助の対象

この援助の対象は、原則として福井市に住所を有し福井市立の小中学校に在学する児童生徒の保護者のうち、次のいずれかに当てはまる方です。

- ① 生活保護を受給している世帯
- ② 経済的に困窮している世帯（生活保護法に準ずる程度）や最近生活状況が著しく困窮になった等の特別な事情があると認められる世帯

※②には所得制限があり、該当するには審査が必要です。（申請方法は裏面参照）

【所得の目安】

所得限度額は、申請世帯の人数、年齢等により変わります。

審査の基となる所得は、源泉徴収票の場合、「給与所得控除後の金額」です。

家族形態	母35歳 子12歳（中学1）	母35歳 子12歳（中学1） 子6歳（小学1）	父40歳 母35歳 子12歳（中学1）	父40歳 母35歳 子12歳（中学1） 子6歳（小学1） 子3歳
上限額	約210万円	約279万	約278万	約382万

■就学援助の内容

- ・学用品費（定額）
- ・校外活動費（限度額あり）
- ・体育実技用具費（用具に限定あり）
- ・学校給食費
- ・PTA会費（限度額あり）
- ・新入学学用品費（定額）
- ・修学旅行費（対象費目に制限あり）
- ・通学費（遠距離通学者のみ）
- ・医療費、通院費（距離に制限あり）
学校から治療の指示があった特定の疾病のみ対象です。

※生活保護を受けている方は、修学旅行費・医療費のみが支給対象です。

※新入学学用品費について、入学前支給を受給された場合は、支給はありません。

■就学援助の支給について

- ・支給月は7、12、3月を予定しています。支給費目により、支給月が異なります。
- ・原則として、支給費目の集金がなくなるわけではありません。認定にかかわらず、学校の指定通りにお支払いください。

■申請方法

以下の書類を**在籍校**に提出してください。

※兄弟姉妹で在籍する学校が異なる場合は、それぞれの学校に提出が必要です。

1) 就学援助受給申請書（用紙は学校にあります）

- ・別紙記入例を参考に記入してください。
- ・「振込先口座」欄は、昨年度と同じ口座を希望される場合は記入不要です。
※新中学1年生については再度記入してください。
※振込を選択しても、集金未納等により、学校からの現金受給になることがあります。

2) 振込先口座の通帳の写し（受給方法が「指定口座へ振込」の場合のみ）

- ・①名前、②銀行名、③支店名、④口座番号 が分かるものをご提出ください。
※新中学1年生を除き、昨年度と同じ口座の場合は提出不要です。

3) 令和4年分の所得を証明する書類（令和5年1月1日時点で住民票が福井市外の場合のみ）

例) 令和5年度所得証明書、源泉徴収票（令和4年分）等

- ・収入の有無を問わず、申請児童生徒と同一世帯である高校生以上の人全員のものが必要です。
- ・所得証明書を添付する必要がある場合は、先に申請書のみ学校に提出し、令和5年度の証明書を発行できるようになってから速やかに学校に提出してください。
（所得証明書は、令和5年1月1日現在の住民登録地で発行してください。
自治体により発行開始日が異なりますので、発行する自治体の関係課に確認してください。）
※上記以外に所得を証明する書類の提出を求める場合があります。

4) 賃貸借契約書の写し（借家・借間に住んでいる場合）

※県営・市営住宅にお住まいの場合は提出不要です。

- ・借家・借間の場合、所得限度額があがります。
- ・①契約者氏名、②住所、③契約期間、④契約不動産会社等 が分かるものをご提出ください。
- ・提出されなくても就学援助の申請はできますが、その場合、持家として判断いたします。

■就学援助の認定について

- ・世帯全体の合計所得を基に、申請世帯の生活状況等を考慮して認定審査を行います。
- ・申請は随時可能です。認定された場合、**申請書受付月から援助の対象**となります。（月割りで支給）
- ・審査結果の通知は、学校長を通して行います。
- ・今年度の課税所得が決定してから審査を行うため、結果の通知は6月下旬以降となります。
- ・申請は年度ごとに必要です。昨年度申請した方で、今年度も受給を希望する方は、申請書を提出してください。

■注意事項

- ・虚偽や不正の申請をして認定された場合や援助費を目的外に使用した場合は、認定を取消し、援助費を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。
- ・年度途中に市外に転出した場合や婚姻等により家族構成が変わった場合等は、速やかに在籍校にご連絡ください。家族構成が変わった場合は、再度申請が必要です。なお、状況に応じて援助費を返還していただく場合があります。

<お問合せ>

福井市 学校教育課（田邊）

TEL 0776-20-5350 FAX 0776-20-5344

ホームページ [福井市 就学援助](#) [検索](#)